

資源物等の持ち去り対策の整理

① 一般廃棄物処理計画との関係性

（廃棄物処理法）市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。市町村は一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

⇒市が収集運搬している一般廃棄物は市に処理責任があるため、何らかの持ち去り対策が必要

② 現行法令での対応について

（窃盗罪の適用）公道上に置かれたごみの占有権が東大阪市にあるとは解釈できず、所有権を放棄したと見なされる。

⇒窃盗罪の適用による持ち去り行為の取り締まりは困難

（住居侵入罪の適用）集合住宅のごみ置き場からの持ち去りに関しては、ごみ置き場が敷地内にあることにより、関係者以外の立ち入り禁止を規定することは可能と考えられる。

⇒公道上が排出場所になっている場合は、適用不可

③ 持ち去り行為に対する広報・啓発等

○持ち去り行為の問題点やごみの排出ルールについて市民の理解を広げるため、市政だより等を活用した広報・啓発を行う必要がある。

○「回収先が東大阪市」であることを示した意思表示シートを作成し、資源物等に貼付することが持ち去り行為を抑制することに一定効果があると思われる。

○市民から受けた情報提供をもとに、持ち去りの実態把握を行っていくことが必要である。

④ アルミ缶の定期収集以外の排出誘導

○アルミ缶については、地域の集団回収等へ排出するよう誘導することが持ち去り被害の減少や集団回収活動の活性化に有効であり、地域住民団体へ回収の協力を求めていく必要がある。

○アルミ缶の回収機会を増やすため、イベント等でアルミ缶の拠点回収についても検討が必要である。

集団回収実施団体数

品目	アルミ缶	新聞	雑誌類	ダンボール	古布	紙パック	Rびん
実施団体数/ 登録団体数	213/462	450/462	448/462	450/462	429/462	49/462	16/462
実施率	46%	97%	97%	97%	93%	11%	3%

H29.10 現在

集団回収実績（アルミ缶）

年度	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
回収量	136 t	140 t	148 t	158 t	156 t	146 t	149 t
前年比	—	102%	106%	107%	99%	94%	102%
実施団体数	166	175	185	195	204	206	208

※実施団体数は、各年の下半期（7月～12月）に実施している団体数

⑤ 使用済小型家電の回収ボックスへの排出誘導

- 不燃の小物に排出される小型の電化製品については、市内公共施設や回収協力店舗に設置している回収ボックスへ排出するよう誘導することが持ち去り被害の減少に有効であり、回収増加に向けた広報・啓発が必要である。
- 使用済小型家電の回収機会を増やすため、イベント回収の強化を行う。

回収ボックス設置場所

回収ボックス設置場所 (20ヶ所：平成29年8月31日現在)	
公共施設	民間協力店舗 他
市役所本庁舎	イオン 東大阪店
社会教育センター	イオンタウン 小阪
日下リージョンセンター	イオンタウン 東大阪
四条リージョンセンター	イズミヤ 若江岩田店
中鴻池リージョンセンター	イトーヨーカドー 東大阪店
若江岩田駅前リージョンセンター	フレスポ 長田
楠根リージョンセンター	フレスポ 東大阪
布施駅前リージョンセンター	ライフ 太平寺店
近江堂リージョンセンター	ライフ 玉串店
東体育館	ライフ 友井店

回収対象物

回収対象物	
映像用機器 (HDDレコーダー、DVDビデオ等)	音響機器 (MDプレイヤー、補聴器、イヤホン等)
理髪用機器 (ドライヤー、電気かみそり等)	ゲーム機 (据置型、携帯型等)
カー用品 (カーナビ、カーステレオ等)	対象物の付属品 (リモコン、ケーブル等)
その他 (ラジオ、電子書籍端末、電子辞書、電卓、電子血圧計、電子体温計、懐中電灯、時計等)	

回収実績

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
回収量	3.4 t	5.3 t	6.8 t	7.0 t
前年比	—	156%	128%	103%

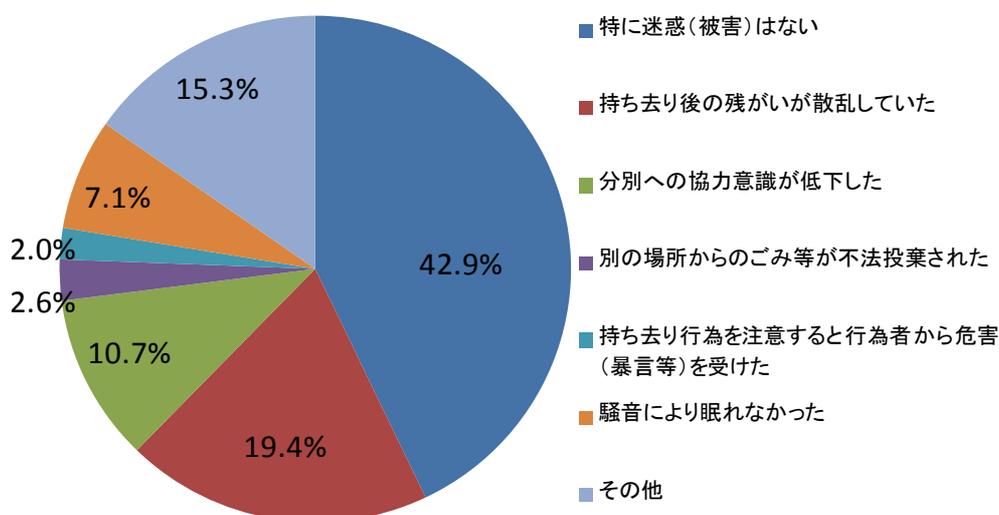
※H25年度は、12月～翌年3月までの実績

⑥ 条例による規制について

○市が持ち去り者に対して、持ち去り行為を禁止する旨の指導を行う場合は、条例等への規制が必要である。

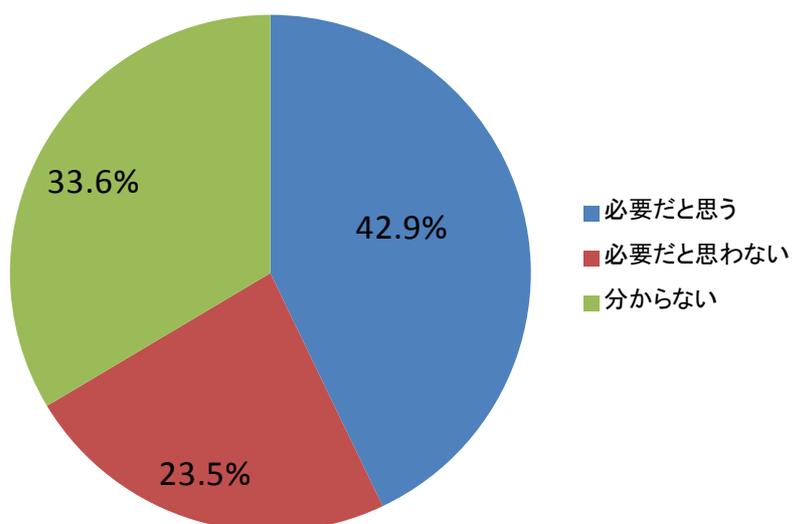
○条例による規制を行う場合は、他市で先行的に行われている持ち去り禁止条例を参考に罰則内容やそれに伴う費用対効果等を十分に検証することが必要である。

持ち去りをされたことによる迷惑（被害）



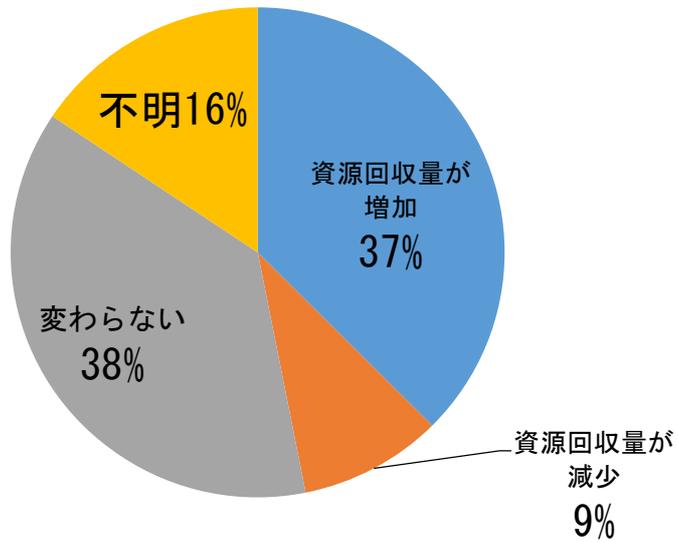
参照：資源物等の持ち去り対策に関するアンケート結果について（市政モニターアンケート）より

持ち去り行為に対する行政の対策について



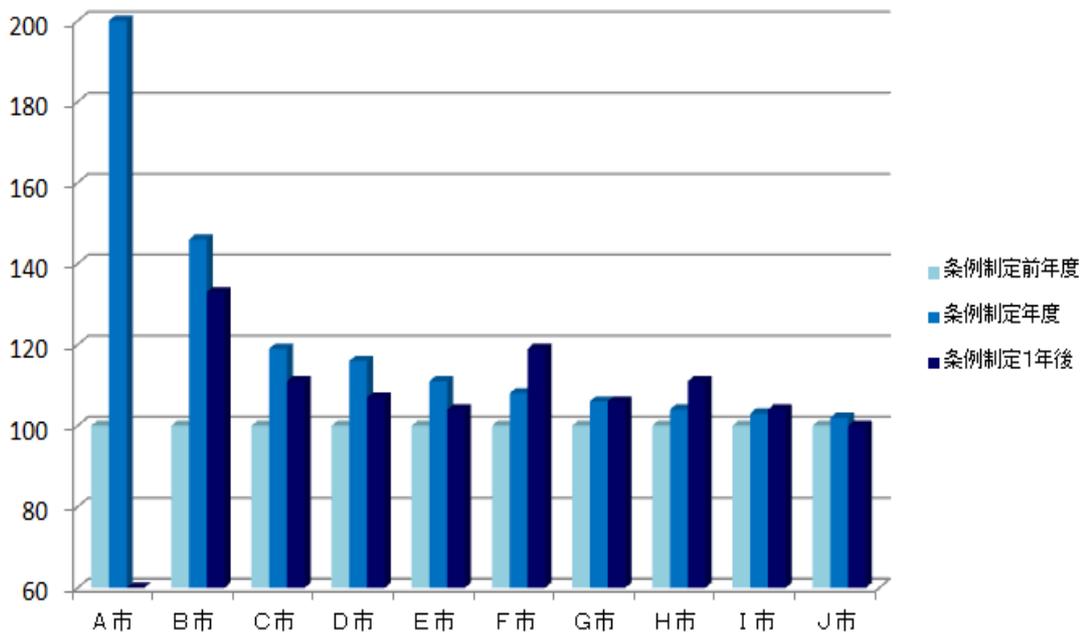
参照：資源物等の持ち去り対策に関するアンケート結果について（市政モニターアンケート）より

持ち去り条例施行後の効果について



参照：資源物等の持ち去り対策に関する調査について（中核市への照会）より

持ち去り条例施行後の資源物回収量について



※中核市で回収量が増加した市を対象

※条例制定前年度の回収量を100としている

参照：資源物等の持ち去り対策に関する調査について（中核市への照会）より

持ち去り条例等による対策例について

	条例の内容	罰 則	パトロール実施頻度	パトロールの 時間帯	従事人数	
回収量が増加した市の例	収集運搬の禁止	20万円以下の罰金	毎日(定期)	平日の早朝	2人/日	
	収集運搬の禁止	20万円以下の罰金	月に1回程度(苦情時)	平日の早朝	3人/日	
	所有権を 市に帰属	収集運搬の 禁止	公表	月に5回程度(不定期)	平日の早朝、日中	2人/日
	収集運搬の禁止	5万以下の過料	月に1回程度(苦情時)	平日の早朝、日中	3人/日	
	所有権を 市に帰属	収集運搬の 禁止	罰則なし	苦情時のみ	平日の早朝	2人/日
回収量が変わらない市の例	収集運搬の禁止	20万円以下の罰金	苦情時	平日の早朝	2人/回	
	所有権を 市に帰属	収集運搬の 禁止	罰則なし	週に2~3回(定期的)	平日の日中	2人/日
	収集運搬の禁止	20万円以下の罰金	6月に1~2回(不定期)	平日の早朝、夜間	3人/日	
	収集運搬の禁止	20万円以下の罰金	1年にのうち2か月(不定期)	平日の早朝	8人/日	
	収集運搬の禁止	20万円以下の罰金	週に5回(定期)	平日の早朝	2人~4人/日	
回収量が減った市の例	収集運搬の禁止	公表	月に1回程度(苦情時)	平日の早朝	6人/日	
	収集運搬の禁止	20万円以下の罰金	月に2回程度(不定期)	平日の早朝、日中	8人/日	
	収集運搬の禁止	20万円以下の罰金	苦情時のみ	平日の早朝、日中	1人/日	

持ち去り条例等の課題 (中核市の回答から抽出)

- ・ 罰金だけでは効果は薄い
- ・ 警察との連携体制
- ・ 生活困窮者対策としての福祉部門との連携、告発のための立証と警察署との連携が課題
- ・ 持ち去り行為が深夜に行われており、現認が困難になっている
- ・ 現状のパトロール時間帯では深夜や明け方の行為者と遭遇しないため、指導等の対応をすることが難しい
- ・ 継続したパトロールによる指導等が重要であり、財政的にも効率的かつ効果的な方法の検討が必要